

第3期横浜市子ども・子育て会議第4回保育・教育部会
第31期横浜市児童福祉審議会 第4回保育部会 合同会議 会議録

日 時	平成29年6月30日（金）午後6時10分～午後9時
開催場所	マツ・ムラホール
出席者	石井章仁副部長委員、尾木まり委員、神長美津子部会長、菊池朋子委員、木元茂委員、天明美穂委員、長谷山景子委員、松本純子委員、丸山智美委員、村田由夫委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者2人）※一部非公開
議 題	<p>議事 <公開案件></p> <p>（1）横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について 【子子会議】</p> <p>報告事項 <公開案件></p> <p>（1）地域子ども・子育て支援事業等に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて【子子会議】</p> <p>（2）平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について【児福審】</p> <p>（3）横浜市支給認定及び利用調整に関する基準について【児福審】</p> <p>議事<非公開案件></p> <p>（1）公有地貸付に伴う新設保育所の認可及び貸付先法人の審査について【児福審】</p> <p>（2）法人所有地による民間保育所整備事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】</p> <p>（3）内装整備費補助事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】</p> <p>（4）法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について【児福審】</p> <p>（5）横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】</p> <p>（6）小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】</p> <p>（7）特定教育・保育施設の利用定員について【子子会議】</p>

<議事>

（1）横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

○事務局（資料に基づき説明）

○尾木委員

資料5の「取組による成果」の中で、園内研修・研究サポーター派遣などにより、人材育成や課題解決が促進されたとあります。この園内研修・研究サポーター派遣がどのような仕組みなのかと、人材育成や課題解決が促進されたというのをどのようにはかったのかを教えてください。

○事務局

園内研修・研究サポーターの事業の内容ですが、その年度に新規開設された保育施設に、

昨年度は6人のサポーターで対応していただきました。サポーターは市立保育所の園長OBの方々になっていただいております。各園、必要に応じて1回から3回ほど、年間を通じて訪問しています。基本的には園の中で園内研修が盛んに行えるように、助言をする役目で回っており、訪問する中で、各園の課題、例えば新設園ですと環境整備に課題があるということで、そこをテーマにして園内研修を行うよう助言を行い、課題解決を図っていただくような活動をしております。

○松本委員

「これまでの主な取組」の2番目に、保育士確保のための取組みが書かれており、その後の成果とか今後の取組の方向性では、この保育士確保について全く触れられていません。項目を見ると、例えばNo. 6、No. 7のCがついているところは、保育士確保が厳しいためできないという理由が挙げられています。No. 14では確かに保育士を確保するための様々な取組をされて、その取組の成果は上がっていると思いますが、結果として保育士が必要なだけ確保できているのか、できていなければ今後どうしていくのかという点について、はかる尺度みたいなものはあるのでしょうか。

○事務局

保育士確保につきましては養成校訪問などを行いながら、取組を進めているところです。29年4月1日の数字に対しましては、現在入所しているお子様については、様々な取組によって、きちんと保育士を確保できているような状況です。ただ、中には定員外の受け入れの部分で、保育士が少し不足したという声をいただいている状況です。保育士確保につきましては、今後も引き続き行っていく必要がありますので、日々の取組を強化していく方向は常にありますし、努力をしていきたいと思っております。

○松本委員

今後も努力されるということで、もちろん細かく考えられていると思いますが、具体的に今どのぐらい足りないのかを把握していくとか、それを今後の取組にもきちんと反映されたほうがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局

保育士確保につきましては、現状でもいろいろ取組を行っていますが、養成校の状況から申し上げますと、希望する学生が減っている状況があります。本市だけでなく、県外も同様に保育ニーズが高まっており、なかなか市内への誘導が進まない状況も背景としてあります。全国的な状況を見ても、なかなか厳しい状況がある中では、今行っております取組・事業を、保育士の宿舎借り上げ支援事業なども含めて、全力で進めていくことが一番大事なかなと思っております。

○天明委員

乳幼児健診について、比較的きちんと受けているという形で、かなり健診率が高いものだと聞いていましたが、保育所が整備されるに従って、年齢が高くなっていくところで、保育園に行っている子の健診率が下がってきているようだという報告を受けております。例えば午前中に健診を受けると、午後からだけ預けることができないと聞きました。それは園によってさまざまかもしれないのですが、その辺は把握していますか。

○事務局

乳幼児健診を午前中に受診した後に、午後からは受け入れをしない園があるということで

しょうか。通常で考えれば、親御さんが、その日お休みをとっているということであれば、保育園での保育の必要はないということで、そのまま一緒に家に帰ることが多いかと思えます。例えば、午後、どうしても仕事に行かなければいけない、その日は午前中だけ休んだということがあれば、当然保育をしていただかなければいけないと思えます。もし一律に、親御さんの仕事の状況を考えずに、園から乳幼児健診を受けた後は保育園に連れてきてもらっては困るといった話があれば、それは区役所などに相談いただくということも考えられるかと思えます。通常はそういった園の話は、私どものほうには聞こえてきていませんので、もしそういうことがあれば相談いただければと思います。

○天明委員

乳幼児健診はとても大事なことだと思っています。保護者の感覚の中で、保育園に預けるといことが、プロに預けているのだし、今は健康だから大丈夫という認識が高くなってしまっているらしく、一方で保育のベテランと保健師の医療的な目は違うというところがよく周知されていないかもしれないです。もう1つ心配なのは、子どもだけの問題と親御さんは思っているかもしれず、健診する側の意見を聞いてみましたが、健診するときには子どもの発達だけを見るわけではなくて、親子関係がきちんと構築されているかということも視点の大きなところだと聞いています。その辺の周知がもしかしたら足りないのかもしれないという心配を抱いたんですけれども、その辺は保育園任せという感じですか。

○事務局

以前こども家庭課で乳幼児健診の担当の係長をしていました。おっしゃるとおりで、まず専門性を持つ保健師等が見て、医師の診察も入ります。ある程度時間をかけて子どもの健康状態を確認するという意味では、ぜひ乳幼児健診を受けていただきたいところです。親子関係がどういう状況なのかを見ていかないと、子どもの育ちをきちんと支えることができないということを、関係職員一同、考えながらやっています。3歳児健診ぐらいになると、保育園で健診を受けているから受けないといった理由で、区の福祉保健センターの健診を受けない家庭もありました。そうした家庭にもアプローチしなければいけないということで、当時、区でやる健診と保育園でやる健診は少し違うという内容の掲示を保育所にさせていただくよう、お願いしたことがあります。

○天明委員

保護者に勧めるというのももちろんそうですし、それを周りが理解して、会社のほうも、4カ月とか1歳6カ月とか3歳という区切りのときには、どうしても健診が必要なんだと理解するような基盤がないと、出にくいかなと、健康だからいいという話になりがちだと思います。アプローチは保護者だけでなく、それを支える事業者側にもしていただけたら、子どものためにはいいのかなと思ったので、そちらもお願いしたいと思えます。

○神長部会長

基本施策①の結果につきましては、きょう出た御意見等を踏まえながら、事務局で再度見直し、見直したものにつきまして私のほうで確認させていただいて、総会に報告という形をとりたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員一同（異議なし）

報告事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業等に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間

見直しについて

(2) 平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

(3) 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準について

○事務局（資料に基づき、報告事項（1）から（3）を説明）

○木元委員

先ほどの保育士が足りない、なり手がいない、採用できないということと関連するのですが、これから保育所由来の幼保連携認定こども園が出来てきたときに、いわゆる保育教諭ということで従事することになると思います。例えば保育士でずっとやってこられた方でも、教員免許を失効している方も結構いると思います。その方々の教員免許を有効にするためには、教員免許の更新講習を受けなくてはいけないのですが、現時点でも教員免許の更新講習を開いている学校は結構少なく、受けられません。例えば幼稚園協会でその講座を作っても、あつという間にいっぱいになってしまってお断りをする状況が出ています。そういう意味では、松本先生、石井先生、神長先生にぜひお願いしたいのですが、10年の教員免許の更新講習について、各校もう既にお取り組みだと思っておりますが、より多くの講座を作っていて、教員免許を失効している保育士さんが復活できるようにしないと、保育所由来の幼保連携認定こども園を増やしたいと思っても増えていかないという事実があります。これは学校、団体として積極的に取り組んでいただかないといけないのかなということで、お願いでございます。市にもお願いです。

○村田委員

保育士のお子さんの入園のランクが上がるということで、この辺は私立保育園園長会でも長く念願してきたところで、少しでも入園の確実性が増すということで、実際上の人材確保について一定の効果があるかなというのが1つです。もう1つは、保育士にとりましても、より確実に就職に結びつくところがありまして、そういう点では、大きく生活設計の見通しをつけることができるということもあると思います。また、潜在保育士さんも含めて子育て中の保育が一層確実になると、若い保育士さんとベテランの保育士さんの間の30代の保育士に留意することについても一定幅が広がって、保育所の経験年数とか年齢構成という点でも、今後、効果が見込めるのではないかと思います。そういう点では、私立保育園としては、今回の制度は歓迎したいところでもあります。一方では、保育士でそのようにして、公平性の観点からどうなのかなという意見もあると思います。私どもとしては、ぜひこういう制度を毅然とした気持ちで推進していただきたいと思っておりますが、これに関連して皆さんの御意見等があれば、それは率直に現場としても受けていきたいということと、その状況を悪用することなく、この制度を活用していけたらということも、現場として求められることかなと思っております。

○天明委員

前に議論になったときに、預ける保育士が保育ニーズの高い区にいて、定員割れのところで勤務することについて矛盾があるので、これはちょっと難しいですという説明を受けたような漠然とした記憶があって、その矛盾はどうなったのかなという心配があります。

○事務局

この制度を推進するに当たって、我々が時間をかけさせていただきましたのは、やはりそういうところへの配慮も欠かしてはいけないのかなと思っております。これが解決できたので進めるというよりは、待機児童対策、また保育所を利用するお子さんを一人でも多くと

いう効用を優先し、今回の優先的な取り扱いをさせていただこうと判断させていただいたものです。今おっしゃっていただいたように、保育士が優先的に入ることで、逆に入れなくなってしまふ方たちへの配慮は、今後も気をつけて見ていかなければいけないと考えております。

○石井委員

保留児童数ですが、待機児童に含まれないということでこういうふうには算出されていると思いますが、去年とか、一昨年ベースで現に3,200人位います。これは潜在ニーズじゃなくて、既に顕在化しているニーズだと思いますが、この数字がどういうふうに移っていくのかがどこの資料にも見当たらないので、去年の実績等をお教えいただけないかと思います。

○事務局

資料7の1ページ目の表に、保留児童だけではなくて、27年4月から29年4月までの就学前児童数を含めた、過去3カ年の実績を書かせていただいております。上から4つ目の保留児童数ですが、利用申請された方から、実際に保育所等を利用できている方の数を差し引いたものを保留児童として集計してございます。27年4月は2,534人、28年4月は3,117人、29年4月は3,259人となっております。我々、保育所をつくっていますが、それ以上に保育所に入りたいと申請される方が多いということで、年々保留児童数は増えている状況です。利用申請者数については、3,000から4,000の値で毎年毎年増えております。どこでピークを迎えるかはまだ正直わからないところですが、まだしばらくはこの傾向は続くのかなと思っており、それに合わせて保育所等の整備を進めていきたいと思っております。

○石井委員

この人たちが年内に入っている実績はあまりない、ということなのですか。

○事務局

この保留児童がその後で何人、保育所に入っているかという実績までは把握していないのですが、当然空きができた保育園がありましたら、保育・教育コンシェルジュが保留児童の方々に対してアプローチして、こういう園が空いたからいかがでしょうかとか、そのようなお声がけはしております。この保留児童の中にも、年度途中で保育所等に入所できている方は当然いらっしゃると思います。

○尾木委員

今の同じ表ですけれども、下から2行目の特定保育所等のみの申込者などというのが年々すごく増えています。ここに入りたい、ここに入れなければ利用しないという方だと思いますが、そういう方がこんなにすごく増えている状況をどのように解釈されているのでしょうか。

○事務局

特定保育所等の申込者につきましては、資料7の2ページの上の枠囲みに、どういう方がこれに集計されているのかという説明を書かせていただいております。まず、1カ所の保育園しか申し込んでいない方、この園だけに入りたい方、2カ所以上申し込んだけれども実質的には第1希望の保育所しか希望していない方、あとは、お申し込みされた保育所とか自宅の近くに利用可能で空きがある保育所があって、そこを紹介したのですけれども、いろいろな理由で断られた方、こういう方を特定保育所等のみの申込者の方ということで集計しています。この特定保育所等のみの申込者を見てみますと、求職中の方がこの中で多くなっている

傾向が最近見られております。自宅から最寄りの特定の保育所に入れるならば就労したいというような方が増えていることから、この数が一定程度増えているのではないかと考えております。

○丸山委員

資料7の参考資料3の予算について、待機児童対策予算としては年々減少しており、これは減少していくほうが望ましいと思いますが、そのかわり保育所等の運営費の予算が上がっているような形です。先ほどの保育士確保の新規事業とかは、どの予算に入っているのですか。それは待機児童対策予算の中に入っているのでしょうか。

○事務局

保育士確保の中には、例えば宿舍借り上げに対する補助事業などがございまして、それについてはAの待機児童対策予算に入っております。

以降、〈議事〉（非公開案件）

資料	資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第31期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会事務局名簿 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料5 平成28年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について 【基本施策①】 資料6 横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて 資料7 平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について 資料8 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における保育士の子どもの優先的取扱いの導入について
----	---